

(入札公告)

**長野県民交通災害共済組合の会員加入申請及び会費納入
手続きの電子化検討業務委託に係るプロポーザルへの参加者
募集要項**

令和5年7月

長野県民交通災害共済組合

次のとおり長野県民交通災害共済組合の会員加入申請及び会費納入手続きの電子化検討業務委託に係るプロポーザルへの参加者を募集します。

令和5年7月19日

長野県民交通災害共済組合 組合長 三木 正夫

第1 調達の背景及び目的

本組合の会員募集にあたっては、自治会の協力を得て行っているが、自治会役員の高齢化による負担増や個人情報保護の観点から、毎年一部の自治会役員等から苦情が出ており、金融機関からも、大量の硬貨を扱うこと等から負担軽減のため改善を求められている。

また、市においては、加入申込書の仕分作業を手で行うため、作業負担が大きく、デジタル化による業務改善の意見が出たところである。

このような状況の中、近年様々なサービスのデジタル化が急速に進展しており、本業務においても、利用者の利便性向上、事務処理の効率化を図るため、時代に即したシステムづくり等を見据え、電子化の研究・検討を行うこととした。

なお、現在の各市の状況等に違いがある中で、当該事業を着実に進めていくためには、専門的な知識が必要不可欠になることから、専門業者に委託する中で検討してまいりたい。

第2 調達の内容

1 調達物件

長野県民交通災害共済組合の会員加入申請及び会費納入手続きの電子化検討業務

2 仕様書

本件調達の仕様書は、「長野県民交通災害共済組合 電子化検討委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

- 3 履行期間又は履行期限
契約締結日から令和6年1月15日（月）
- 4 費用の上限額
500万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

第3 プロポーザルに参加する者に必要な資格

1 参加者の資格

次のいずれにも該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者であること。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 長野県内の企業であり、長野県内市町村の事情に精通した営業担当者やSEが15市最寄りの拠点ごとに迅速に対応することが可能であること。
- (5) 長野県内自治体に対するDX推進支援の経験が豊富であること。
- (6) 直近3年間に県内3市町村以上とDX推進に関するコンサルティング契約を締結し、完了又は業務推進中であること。

第4 参加表明書の作成・提出に係る事項

参加をするものは、次のとおり提出すること。

1 参加表明書の作成様式

- (1) 参加表明書 様式1号による
- (2) 参加要件資料 様式2号による

2 参加要件資料記載上の留意事項

(1) 業務実績

過去に委託を受けた同種又は類似の業務の契約書の写しを添付すること。

(2) その他の提出物

① 会社概要

第3の(4)を確認できる内容であること。

3 問い合わせ先

〒380-0871 長野県長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県民交通災害共済組合 事務局 (青木・岡木・櫻井)

電 話 026-234-3611

電子メール info@cheering-nagano.jp

4 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

(1) 提出期限 令和5年7月26日(水)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所 3に同じ。

(3) 提出方法

①電子データの提出 及び ②印刷資料の持参又は郵送とする。

(①電子データは提出期限日必着とし、到達したことを電話で3の問い合わせ先に確認すること。)

(4) 参加の取りやめ

参加表明後、やむを得ない事情で参加を取りやめる場合は、理由を付記した辞退届を提出すること。

5 提案書の提出者を選定するための基準

提案書の提出者は「第3 プロポーザルに参加する者に必要な資格」を満たしている者とする。

6 非該当理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち提案書の提出者として該当しなかった者に対しては、その理由(以下「非該当理由」という。)を書面により通知する。

当該通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県市町村自治振興組合組合の休日を定める条例(平成7年条例第2号)第1条に規定する組合の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、組合長に対して非該当理由についての説明を求めることができる。

なお、非該当理由についての説明は、組合長が書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答する。

7 その他の留意事項

参加要件資料審査結果表は、契約締結後、公表するものとする。（参加表明書の提出者名を含む。）

8 仕様書等必要書類の配布

(1) 配布場所

3に同じ（なお遠方の事業者はこの限りではない。）

(2) 配布期間

4に同じ

(3) 配布方法

参加表明書の受理を以って直接配布とする。

第5 提案書等の作成・提出に係る事項

1 提案を求める具体的内容

別紙1「長野県民交通災害共済組合の会員加入申請及び会費納入手続きの電子化検討業務評価基準表」の「評価項目」に基づき、提案すること。

その他、以下についても提案すること。

(1) スケジュール及び業務実施体制

(2) 価格（税込）

経費の見積額（委託予定額の範囲内とする。）及びその内訳

なお、提案内容は全て実現できること。

2 提案書等の作成様式

(1) 提案書 様式3号による。

(2) 提案資料 様式4号による。ただし、パワーポイントを使用する場合は1スライドをA4横1枚として作成すること。

(3) 見積書 様式5号による。

(4) その他 提案の説明を補完するための資料を添付しても良い。ただし、用紙サイズはA4とする（構成上やむを得ない箇所はA3も可）。

第6 提案書記載上の留意事項

- 1 提案資料
 - (1) 別紙1の全ての評価項目について記載すること。
 - (2) 記載の順序は、仕様書の2-(2)の記載項目順とすること。
 - (3) 考え方を簡潔に記載するなど、わかりやすい資料作成に努めること。
 - (4) 各ページにはページ番号を記載すること。
- 2 見積書
 - (1) 様式5号の総額の金額については、第2の4の考え方と同様とする。内訳については、様式5号 内訳書に記載すること。
 - (2) 人件費のほか、移動費(交通費)、消耗品等、本業務の遂行に必要な費用の一切を含むものであることし、追加費用の発生は認めない。
- 3 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
 - (1) 受付場所 第4の3に同じ。
 - (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。
(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - (3) 受付方法 電子メールによる。
口頭質問は受け付けない。
 - (4) 回答方法
 - ア 発注者が示す仕様書に係る質問及び提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、参加表明した者全員に公表する。
 - イ 提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては電子メールにより回答する。
- 4 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法等
 - (1) **提出期限 令和5年8月7日(月)**
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
 - (2) 提出場所 第4の3に同じ。
 - (3) 提出方法 電子メールによるデータ送付とする。
(提出期限日必着とし、到達したことを電話で第4の3の問い合わせ先に確認すること。)

5 提案書のヒアリングに関する事項

提案の内容に関するプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーション時間内でのデモンストレーションを可とする。

- (1) 実施予定日 令和5年8月9日(水)
- (2) 実施場所 第4の3に同じ。
- (3) 提案時間 発表35分、質疑15分の合計50分を標準とする。

6 その他の留意事項

- (1) 提出された提案書は返却しない。
- (2) 提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。

なお、提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこと。

第7 特定者の決定方法

参加者が提出した提案書等の内容について審査・評価を行い、総合評価点が最も高い参加者を特定者とする。

ただし、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、評価委員の意見を踏まえた上で、委員長判断により特定者を決定するものとする。

1 評価する内容

- (1) 提案の的確性、積極性、適合性、実現性、その他
- (2) 提案者の実績
- (3) 経費の妥当性及び整合性

2 評価する方法

(1) 審査機関

提出された提案書の内容についての評価は、長野県民交通災害共済組合及び、本組合の会員加入申請及び会費納入手続きの電子化検討業務プロポーザル評価委員会において審査・評価を行う。

(2) 評価対象及び配点・審査者について

以下の表に準ずる。

評価対象	審査内容
技術評価点	提案書、及びプレゼンテーションによる評価点
価格評価点	見積額による価格点

(3) 評価の区分等

評価の区分等については、以下のとおりとする。

ア 提案内容の評価

別紙1「長野県民交通災害共済組合の会員加入申請及び会費納入手続きの電子化検討業務評価基準表」による。

イ 価格評価

様式5号の提示価格により評価する。

3 特定者への通知に関する事項

審査結果により、特定者にはその旨通知する。

4 非特定理由に関する事項

提案書を提出した者のうち、特定者以外の者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。

当該通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により、組合長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

なお、非特定理由についての説明は、組合長が書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答する。

5 その他の留意事項

(1) 提案書審査結果表は、契約締結後、公表するものとする。（業者名については、特定者のみ。）

第8 その他

1 契約書作成の要否

必要とする（別添「委託契約書（案）」による。）。

- 2 関連情報を入手するための窓口
第4の3に同じ。
- 3 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。
- 4 提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができるが、提案書の差し替えは認めない。
- 5 特定者となった提案者と協議の上、詳細な内容を決定するものであり、必ずしも提案書等の内容で契約することを保証するものではない。

第9 プロポーザルの無効

次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- 1 本書で指定する提出期限後に提出された企画提案書等の提出物
- 2 指定された提出物に記名、押印がない又は判然としないとき。
- 3 委託する業務の名称のない又は重大な誤りのある提案書
- 4 同一提案者から提出された提案内容の異なる提案書
- 5 虚偽の内容が記載されている提案書
- 6 見積金額の記載が不明確な提案書
- 7 見積金額の記載を訂正したもので、その訂正について訂正印を押していない提案書
- 8 その他本プロポーザルに関する条件に違反した提案書等の提出物等

第10 補足

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 2 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、これを免除する。